

■(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	事業契約書(案)	40	第88条第1項及び第2項	<p>第88条第1項において、「契約保証金として、この契約の締結の日に、施設整備費総額の10分の3相当額を預託する」とあり、同条第2項において「市又は事業者を被保険者とし…履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する」とありますが、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証についても、同等の効果があることから、同保証も認めていただけますでしょうか？</p> <p>また、同条第2項なお書きで「事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、…市を第1順位とする質権を設定する」とありますが、保証事業会社の契約保証についても、履行保証保険契約と同様に質権の設定を認めていただけますでしょうか？</p>	<p>事業者から提出される契約保証が、第88条第2項に示す履行保証保険契約と同等の効果があると市が認めれば、ご理解のとおりです。質権の設定についてもご理解のとおりです。</p>